

五條市立 きぼうこども園

一時預かり事業

一時預かり事業とは？

家庭での保育が一時的に困難となったお子さんを、一時的にお預かりします。

【実施施設】

きぼうこども園（五條市中町 31）

【対象子ども】

- 1 市内に住所を有している、満 1 歳から小学校就学前までの子ども
- 2 幼稚園、保育所及び認定こども園のいずれにも就園していない子ども
- 3 健康で日常生活に支障がない子ども

【実施日】

月曜日～金曜日（祝日、12月29日から翌年1月3日は休み）

【利用時間】

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分



【料金(日額)】

- 1 4 時間以内のとき 日額 800 円
- 2 4 時間を超えたとき 日額 1,600 円
- 3 給食費 200 円（通常の給食は提供することが出来ませんが、食事制限やアレルギーがある子どもは昼食とおやつを持参してください）

（※不慮の災害等 利用料の免除措置がありますので、きぼうこども園または子ども未来課までお問合せください。）

【利用期間】 週 3 日以内

【利用要件】

- 1 保護者が就労又は就学の場合
- 2 保護者又は家族が入通院、看護又は介護の必要がある場合
- 3 保護者の育児疲れ解消等の必要がある場合 など

【利用手続】

- 1 利用申請(事前) 「一時預かり事業利用申請書」をきぼうこども園に提出
↓
- 2 利用許可(不許可)決定通知
↓
- 3 一時預かり保育 利用



【気象警報発令時の対応について】

- 1 午前7時の時点で「警報」等が発令されている場合
奈良県全域、奈良県北部、五條・北部吉野または五條市北部に『警報』が発令されている場合は、1日臨時休業とします。
- 2 保育中に「警報」等が発令された場合
きぼうこども園から携帯連絡等により保護者へお迎えの連絡をいたします。速やかにお迎えをお願いします。